



Point 権限濫用禁止の原則に関する判例

- 個室付浴場を阻止する目的で、風俗営業取締法（当時）が児童福祉施設から200m以内での個室付浴場の営業が禁止されることに着目して、急遽、県知事が行った児童福祉施設の設置認可が「行政権の著しい濫用による」として、違法とした判例がある（最判昭53.5.26）。



CHECK

最判昭53.5.26について

この判例は、「行政裁量」にて詳しく取り扱います。

(3) 比例原則

「比例原則」とは、目的と手段の均衡を要求する法原則をいう。不必要な規制や過剰な規制を禁止するものであり、ある目的を達成するために規制効果は同じであっても規制される利益に対する制限の程度がより少ない代替手段が存在する場合には、当該規制は許されないとされる。例えば、警察官職務執行法1条2項が「目的のため必要な最小の限度において用いるべきもの」と規定しているのは、この趣旨である。

(4) 平等原則

「平等原則」は、日本国憲法14条（法の下での平等）により基礎づけられるものであり、行政機関は合理的な理由なく、国民を不平等に取り扱ってはならないとするものである。

これは、行政機関による恣意的な差別的取扱いを禁止することに主眼がある。例えば、地方自治法244条3項が「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定しているのは、この趣旨です。



CHECK

比例原則が問題となる場合の例

普通自動車運転免許停止処分は、通常、酒気帯び運転のような重大な違反に課せられるものですが、A県の県道を走行中にBがスピード違反（時速10kmの速度超過）をしたことのみを理由に、A県公安委員会は、Bの普通自動車運転免許停止処分をしたというような場合です。

第4 行政法の適用範囲（行政上の法律関係）

B

従来は、実定法を公法関係と私法関係に二分し、両者を峻別する考え方（公法私法二元論）が有力であった。しかし、日本国憲法の下、裁判制度が最高裁判所を頂点とする「司法権」に統一され、行政法を民事法の特別法とみるような考え方も生まれた。

行政上の法律関係について、判例は、個別の局面において、民法の適用をはじめとする法の適用関係を判断している。もっとも、民法の規定のうち、①権利濫用禁止の原則や信義誠実の原則のような法の一般原則や、②期間の計算のような法技術上の約束については、行政上の法律関係にも適用されることについては争いがない。



Point 私法の規定が適用されるとされた判例

- 国税滞納処分の差押え（最判昭31.4.24）
国税滞納処分による差押えには、民法の對抗要件の規定（177条）が適用される。
- 供託金払戻請求事件（最判昭45.7.15）
供託金払戻請求権については、民法167条1項（現166条1項）により、10年が消滅時効期間となる。
- 公営住宅の使用関係（最判昭59.12.13）
公営住宅の使用関係については、公営住宅法およびこれに基づく条例に特別の定めがない限り、原則として民法および借家法（現借地借家法）の適用があり、その契約関係を規律するについては信頼関係の法理の適用がある。
- 道路の位置指定と物権的請求権（最判平9.12.18）
建築基準法の道路位置の指定を受け現実に開設されている道路を通行することについて日常生活上不可欠の利益を有する者は、当該道路の通行をその敷地の所有者によって妨害され、または妨害されるおそれがあるときは、特段の事情がない限り、敷地所有者に対してその妨害行為の排除および将来の妨害行為の禁止を求める権利（人格権的権利）を有する。
- 地方公共団体の長が行う契約締結と民法（最判平16.7.13）
普通地方公共団体がその関連団体と契約を結ぶ場合、当該普通地方公共団体の長が代表して行う契約の締結には、民法108条（自己契約・双方代理の禁止）の規定が類推適用される。もっとも、議会が長による双方代理行為を追認したときには、民法116条の類推適用により、議会の意思に沿って本人である普通地方公共団体に法律効果が帰属する。
- 安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権（最判昭50.2.25）
国に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき5年とする会計法30条は適用されず、民法167条1項（当時）により10年である。
- 営業許可のない業者とした売買契約の効力（最判昭35.3.18）
食品衛生法は単なる取締法規にすぎないものと解するのが相当であるから、食肉販売業の許可を受けていないとしても、本件取引の効力が否定される理由はない（最判昭35.3.18）。



CHECK

参照条文：当時の民法108条

同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。



CHECK

参照条文：民法116条

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。